


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員の定義が変更となったことから、本条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第3条第1項第3号の主任介護支援専門員について、「主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、主任介護支援専門員更新研修を修了している者」に改める。</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 省令の規定と整合性がとれることとなる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>条例の案文は、文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成30年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。